

# 第5章

# 政府開発援助に関する主な資料

## 第1節 日本の政府開発援助をめぐる動き(2015年11月～2016年12月)

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2015.11	<p>「ASEANビジネス投資サミット」(於：マレーシア、クアラルンプール)において、安倍総理大臣が「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策(今後5年間でJICAとADB合わせて100億ドルの協調融資を行う。また、JICAは、ADBに新設される信託基金を通じて今後5年間で最大15億円を投融資等)および「産業人材育成協力イニシアティブ(アジアにおいて今後3年間で4万人の産業人材を育成)を発表</p> <p>11 安倍総理大臣が国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)首脳会合に出席し、我が国の途上国支援額を、2020年に官民合わせて年間約1.3兆円、現在の1.3倍にすることを表明</p>	2015.11	ASEM第12回外相会合開催(於：ルクセンブルク)
		11	G20アンタルヤ・サミット開催(於：トルコ、アンタルヤ)
		11	2015年フィリピンAPEC首脳会議開催(於：フィリピン、マニラ)
		11	第18回ASEAN関連首脳会議開催(於：マレーシア、クアラルンプール)
		11	国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催(於：パリ)
	12 安倍総理大臣のインド訪問(高速鉄道に関する日本政府とインド共和国政府との間の協力覚書締結)	12	第10回世界貿易機関(WTO)閣僚会議開催(MC10)(於：ケニア、ナイロビ)
		12	国際会議「新たな開発目標におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)：強靱で持続可能な保健システムの構築を目指して」開催(於：東京)
2016.1	TICAD VI官民円卓会議第2回会合開催(於：東京)	2016.1	日英共催ASEAN諸国向け人道支援/災害救援セミナー開催(於：フィリピン、マニラ)
1	東アフリカ地域におけるエルニーニョ現象被害に対応するための緊急無償資金協力		
	2 シリア危機に関する支援会合に於いて武藤外務副大臣がシリア・イラクおよび周辺国に対する約3.5億ドルの新たな支援実施を表明	2	パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)高級実務者会議の開催(於：箱根)
	2 台湾南部で発生した地震被害に対する緊急援助物資の供与および緊急無償資金協力	2	シリア危機に関する支援会合開催(於：ロンドン)
	2 フィジーにおけるサイクロン被害に対する緊急援助物資の供与	2	第50回経済協力開発機構(OECD)・開発援助委員会(DAC)ハイレベル会合開催(於：パリ)
	2 ジカウィルス感染症被害に対する緊急無償資金協力		
	3 マーシャルにおける干ばつ被害に対する緊急援助物資の供与	3	TICAD VI高級実務者会合開催(於：ジブチ)
	3 シリア国内の包囲された地域等に対する緊急無償資金協力		
	3 国際原子力機関(IAEA)を通じた中南米のジカウィルス感染症対策支援		
	4 パラオ共和国における干ばつ被害に対する緊急援助物資の供与		
	4 TICAD VI官民円卓会議第3回会合開催(於：東京)		

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2016.4	<p>「危機の影響を受けたシリアのコミュニティに対する緊急の人道的必要に対応するための電力安定供給計画 (UNDP連携)」に対する約1,100万ドルの無償資金協力</p> <p>4 エクアドルにおける地震被害に対する緊急援助物資の供与、国際原子力機関 (IAEA) を通じた支援</p> <p>4 日本政府によるパリ協定への署名 (於：ニューヨーク)</p>	2016.4	G7広島外相会合開催 (於：広島)
	<p>5 スリランカにおける豪雨被害に対する緊急援助物資の供与</p> <p>5 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部立ち上げ</p> <p>5 「女性の活躍推進のための開発戦略」の策定</p> <p>5 第1回「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合」において安倍総理大臣は、女性の活躍推進を目的とした女性行政官の人材育成 (2016～2018年の3年間で約5,000人) と女子の学習環境の改善への取組 (同3年間で約5万人の女子生徒への教育支援)、国際保健機関に対する貢献策 (保健システム強化等の観点から、新たに約11億ドルの支援)、および中東地域の社会安定と包摂的成長のための支援策 (3年間で約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの支援実施) を発表</p> <p>5 世界人道サミットにおいて福田政府代表 (元総理大臣) が、中東・北アフリカの社会安定化と、すべての人を支える成長の実現のため、今後3年間で約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの支援を行うことを表明</p> <p>5 第24回経協インフラ戦略会議において安倍総理大臣が、G7伊勢志摩サミットに向け、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」により世界全体に対して今後5年間で総額約2,000億ドル規模の質の高いインフラ投資を実施していくこと等を決定した旨表明</p> <p>5 パプアニューギニアにおける干ばつ被害に対する緊急無償資金協力</p> <p>5 ベトナムにおける干ばつ・塩水遡上被害に対する緊急無償資金協力</p>		<p>5 世界人道サミット開催 (於：トルコ、イスタンブール)</p> <p>5 第2回国連環境総会 (UNEA2) 開催 (於：ケニア、ナイロビ)</p> <p>5 G7伊勢志摩サミット開催 (於：伊勢志摩)</p>
	<p>6 我が国のOECD開発センター復帰</p> <p>6 エクアドルにおける地震被害に対する緊急無償資金協力</p>		<p>6 OECD閣僚理事会開催 (於：パリ)</p> <p>6 TICAD VI閣僚級準備会合開催 (於：ガンビア、バンジュール)</p>
	<p>7 TICAD VI官民円卓会議第4回会合開催 (於：東京)</p> <p>7 ジンバブエに対する国連世界食糧計画 (WFP) を通じた食料援助</p> <p>7 ダッカ襲撃テロ事件を受け、国際協力事業安全対策会議設置。8月末に新たな安全対策 (最終報告) を発表</p> <p>7 コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣</p> <p>7 武藤外務副大臣が、「イラク支援のためのプレッジ会合」に出席。イラクでの深刻な人道危機に対処すべく計1,000万ドルの新規拠出を行うとともに、2017年および2018年も、2016年の支援規模 (約1億ドル) を維持する意向を表明</p> <p>7 第9回日メコン外相会議において岸田外務大臣が、「生きた連結性」を目指す「日メコン連結性イニシアティブ」の正式な立ち上げを発表</p>		<p>7 第14回国連貿易開発会議 (UNCTAD) 総会開催 (於：ケニア、ナイロビ)</p> <p>7 持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム開催 (於：ニューヨーク)</p> <p>7 イラク支援のためのプレッジ会合開催 (於：ワシントンDC)</p> <p>7 第9回日メコン外相会議開催 (於：ラオス、ビエンチャン)</p>

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2016.7	イラク共和国における国内避難民および奪還地域への帰還民のための緊急無償資金協力 7 アンゴラ共和国およびコンゴ民主共和国における黄熱流行に対する緊急無償資金協力 7 岸田外務大臣が、日本が安保理議長国として開催した「アフリカにおける平和構築」に関する公開討論に出席し、アフリカのテロ対策のため、3年間で3万人の人材育成を含む約1.2億ドルの支援実施を表明	2016.7	ASEAN関連外相会議開催（於：ラオス、ビエンチャン）  7 国連安保理公開討論開催（於：ニューヨーク）
	8 シリア国内におけるワクチン接種キャンペーン支援のための緊急無償資金協力 8 南部アフリカ地域における食料難に対する緊急無償資金協力 8 ミャンマーにおける洪水被害に対する緊急援助物資の供与 8 アンゴラにおける地雷除去に関する日英連携の実施 8 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国における洪水被害に対する緊急援助物資の供与 8 第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）において安倍総理大臣が、2016年から2018年の3年間で、約1,000万人の人材育成をはじめ、官民総額300億ドル規模のアフリカの未来への投資を行う旨を表明 8 国際原子力機関（IAEA）を通じた、アフリカにおける家畜診断ラボの強化事業支援		8 TICAD VI閣僚級事前会合開催（於：ケニア、ナイロビ） 8 第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）開催（於：ケニア、ナイロビ）
	9 第8回日本・メコン地域諸国首脳会議において安倍総理大臣が「日メコン連結性イニシアティブ」の下で優先的に取り組むプロジェクトを発表 9 ASEAN関連首脳会議において安倍総理大臣が、テロに屈しない強靱なアジアの実現のため、①テロ対処能力の強化、②暴力的過激主義対策、③穏健な社会構築を支える経済社会開発等のため今後3年間で450億円規模の支援、2,000人の人材育成を行うこと、また海上保安分野において、今後3年間で1,000人規模の人材育成を行うことを表明 9 持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議（第1回会合）の開催（於：東京） 9 シリア危機における人道状況改善のための緊急無償資金協力  9 第71回国連総会の保健サイドイベント「国際的な健康危機：教訓の実施」（於：ニューヨーク）の冒頭挨拶文中で、安倍総理大臣が国際社会における「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」に向けた連携の枠組みの立ち上がりを歓迎 9 安倍総理大臣が「難民及び移民に関する国連サミット」に出席し、2016年から3年間で総額28億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援および受入れ国・コミュニティ支援を行うこと表明		9 G20杭州サミット開催（於：中国、杭州） 9 第8回日本・メコン地域諸国首脳会議開催（於：ラオス、ビエンチャン） 9 ASEAN関連首脳会議開催（於：ラオス、ビエンチャン）  9 PIF（太平洋諸島フォーラム）域外国対話開催（於：ミクロネシア）  9 G7伊勢志摩サミット・フォローアップ会合「G7複雑な契約の交渉支援強化（コネックス）イニシアティブ能力構築・透明性向上国際会合」開催（於：東京） 9 第71回国連総会開催 ハイレベルウィーク（於：ニューヨーク）  9 難民及び移民に関する国連サミット開催（於：ニューヨーク） 9 第3回日本・太平洋島嶼国首脳会合開催（於：ニューヨーク）

年月	日本の援助をめぐる主要な動き	年月	援助をめぐる国際的な動き
2016.9	<p>安倍総理大臣が、オバマ米大統領主催難民サミットに出席し、①「人間の安全保障」の考えに基づく総額28億ドル規模の難民支援、②世界銀行のグローバル危機対応プラットフォームへの総額1億ドル規模の協力、③紛争の影響を受けた約100万人への人材育成等を行うことを表明</p> <p>9 安倍総理大臣は、シリア情勢に関する安保理ハイレベル会合に出席し、シリア・イラクおよび周辺国に対し11.3億ドル(1,250億円)の支援を表明</p> <p>9 岸田外務大臣が、平和構築基金(PBF)プレッジング会合に出席し、当面1,000万ドル規模の拠出を目指す考えであることを表明</p> <p>9 タンザニアにおける地震被害に対する緊急援助物資供与</p>	2016.9	<p>オバマ米大統領主催難民サミット開催(於：ニューヨーク)</p> <p>9 第5回日・カリコム外相会合開催(於：ニューヨーク)</p> <p>9 国連安保理ハイレベル会合開催(於：ニューヨーク)</p> <p>9 平和構築基金(PBF)プレッジング会合開催(於：ニューヨーク)</p> <p>9 ワシントン条約(CITES)第17回締約国会議(COP17)開催(於：南アフリカ、ヨハネスブルグ)</p>
10	<p>アフガニスタンへの帰還を余儀なくされた帰還民を対象とする人道状況改善のための緊急無償資金協力</p> <p>10 菌浦外務副大臣が、アフガニスタンに関するブリュッセル会合に出席。年間最大約400億円の支援を2017年から2020年の4年間継続するよう努めることを表明。</p> <p>10 ハイチにおけるハリケーン・マシューによる被害に対する緊急援助物資の供与および緊急無償資金協力</p> <p>10 キューバにおけるハリケーン・マシューによる被害に対する緊急援助物資の供与</p>	10	<p>アフガニスタンに関するブリュッセル会合開催(於：ベルギー、ブリュッセル)</p> <p>10 アフリカの海洋安全保障、海上安全および開発に関するアフリカ連合(AU)臨時首脳会合開催(於：トーゴ、ロメ)</p> <p>10 第2回アジア協力対話(ACD)首脳会合開催(於：タイ、バンコク)</p> <p>10 食料安全保障・栄養に関するG7国際シンポジウム開催(於：東京)</p> <p>10 モントリオール議定書第28回締約国会合開催(MOP28)(於：ルワンダ、キガリ)</p>
11	<p>11 ミャンマーのアウン・サン・スー・チー国家最高顧問訪日時に、安倍総理大臣から、官民合わせて2016年度から5年間で8,000億円規模の貢献を行い、そのうち400億円については、ミャンマーの少数民族地域へ支援を行うこと、また、今後年間1,000人規模の人的交流・人材育成を実施することを表明</p> <p>11 日本政府によるパリ協定の締結</p> <p>11 持続可能な開発目標(SDGs)推進円卓会議(第2回会合)の開催(於：東京)</p> <p>11 ニューゼaland南島地震に対する国際緊急援助隊(自衛隊)の派遣</p>	11	<p>11 パリ協定発効</p> <p>11 国連気候変動枠組条約第22回締約国会議開催(COP22)(於：モロッコ、マラケシュ)</p> <p>11 野生動植物違法取引に関するハノイ会議開催(於：ベトナム、ハノイ)</p> <p>11 エネルギー憲章会議第27回会合開催(於：東京)</p> <p>11 2016年ペルー APEC首脳会議開催(於：ペルー、リマ)</p>
12	<p>12 インドネシアにおける地震被害に対する緊急援助物資の供与</p> <p>12 国際女性会議WAW!2016において、安倍総理大臣が、途上国における女性の活躍推進のため、2018年までの3年間で総額約30億ドル以上の支援を進める旨表明</p> <p>12 第2回「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合」において、SDGsの実施のための指針(SDG2実施指針)を決定。同会合において安倍総理大臣が、国際保健機関に対する総額約4億ドルの支援方針と、難民および難民受入れ国支援のための新たな5億ドル規模の支援実施を表明</p>	12	<p>12 第3回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラム開催(於：セネガル、ダカール)</p> <p>12 国際女性会議WAW!2016開催(於：東京)</p> <p>12 生物多様性条約(CBD)第13回締約国会議(COP13)開催(於：メキシコ、カンクン)</p>



## 第2節 政府開発援助に関する政策

### 1 開発協力大綱(2015年2月閣議決定)

#### 開発協力大綱について

平成27年2月10日  
閣議決定

平成4年に閣議にて決定され、平成15年に改定された政府開発援助（ODA）大綱は、これまで我が国のODA政策の根幹をなしてきた。

ODA60周年を迎えた今、日本及び国際社会は大きな転換期にある。この新たな時代に、我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する国家として国際社会を力強く主導していかなくてはならない。また、国際社会が直面する課題の解決のために開発途上国と協働する対等なパートナーとしての役割を更に強化すべく、日本のODAは更なる進化を遂げるべき時を迎えている。

また、現在の国際社会では、多額の民間資金が開発途上国に流れ、企業や地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする様々な主体がグローバルな活動に携わり、開発途上国の開発課題の解決と持続的成長に重要な役割を果たしている。このような状況下において、我が国は、ODAのみならず、様々な力を結集して、開発課題に対処していかなくてはならない。

以上の認識に基づき、平成25年12月17日に閣議決定された国家安全保障戦略も踏まえつつ、次のとおり、ODA大綱を改定し、開発協力大綱を定めることとする。

なお、ここで言う「開発協力」とは、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すものとする。また、狭義の「開発」のみならず、平和構築やガバナンス、基本的人権の推進、人道支援等も含め、「開発」を広くとらえることとする。

こうした開発協力は、我が国政府及び政府関係機関によるそれ以外の資金・活動（ODA以外の公的資金（OOF）、国際連合平和維持活動（PKO）等）や開発を目的とする又は開発に資する民間の資金・活動（企業や地方自治体、NGOを始めとする多様な主体による資金・活動）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高めることが求められる。

#### 開発協力大綱

##### — 平和、繁栄、そして、一人ひとりのより良き未来のために —

現在の国際社会は、かつてないほどの世界のパワーバランスの変化及びグローバル化と技術革新の急速な進展による国際的な経済活動の拡大と、相互依存の深化並びに様々な非国家主体の影響力の増大といった大きな変化のただ中にある。こうした中、環境・気候変動問題、水問題、災害、食料危機・飢餓、エネルギー、感染症等の国境を越える問題や、国際テロ、国際組織犯罪、海賊等の国際社会の平和と安定に対する脅威はもちろん、脆弱国家における人道的課題や地域紛争、政治的不安定に至るまで、世界各地のあらゆるリスクが、我が国を含む世界全体の平和と安定及び繁栄に直接的な悪影響を及ぼし得る状況になっている。また、新興国・開発途上国の経済的重要性が高まり、これら諸国の経済成長が今後の世界経済の成長の行方を左右する中、新興国・開発途上国において、包摂的で持続可能で強靱な成長を実現することは、世界経済全体の安定的成長にとって不可欠なものとなっている。さらに、我が国自身の経済社会状況を踏

まれば、新興国・開発途上国を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込んでいくことが、我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっている。こうした変化の中で、平和で安定し、繁栄した国際社会の構築は、我が国の国益とますます分かちがたく結びつくようになってきており、我が国が、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、開発途上国を含む国際社会と協力して、世界が抱える課題の解決に取り組んでいくことは我が国の国益の確保にとって不可欠となっている。

また、世界が抱える開発課題も大きく変化している。新興国を筆頭に、多くの国で開発の進展が見られる一方、そうした国々においても、脆弱なガバナンス等に起因する政治経済的不安定や国内格差、持続可能性の問題、「中所得国の罟」等の課題が生じている。また、小島嶼国等においては、特別な脆弱性の問題を抱えている等、単純な所得水準のみでは計ることのできない開発課題が表面化している。また、国内紛争、政治的不安定や地理的、気候的諸条件等に起因する様々な脆弱性ゆえに成長から取り残されている国々では、人道支援に加え、脆弱性からの脱却のため、平和・安定や法の支配・ガバナンス、民主化といった安定的な開発の基盤を確保し、さらに開発の歯車を始動させることが喫緊の課題となっている。加えて、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性を始めとする社会の多様な関係者の参画を確保することが重要な課題となっている。このように、世界が直面する課題は多様化・複雑化し、さらにグローバル化の進展とも相まって、国境を越えて広範化している。これらの困難な挑戦に直面している世界は、これまで以上に各国の知恵と行動を必要としている。

## 1. 理念

上記認識を踏まえ、我が国は、以下の理念にのっとり、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力を推進する。

### (1) 開発協力の目的

全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する我が国は、コロンボ・プランに加盟した1954年以降一貫して、国際社会の平和と繁栄を希求し、政府開発援助（ODA）を中心とする開発協力を通じ、開発途上国の開発努力を後押しするとともに、地球規模課題の解決に取り組んできた。これは、国際社会の責任ある主要な国家として、国際社会の抱える課題の解決に真摯に取り組む、我が国の国としての在り方を体現するものである。我が国の長年にわたる地道で着実な歩みは、国際社会において高い評価と信頼を得るとともに、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安定及び繁栄のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

加えて、我が国は、各種の課題を克服しつつ、世界でも類い希な高い経済成長と格差の小さい平和で安定した社会を実現し、アジアで最初の先進国となった。同時に、アジア諸国等に対し、日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を行い、その成長を支えてきた。我が国はこうした歩みの中で、様々な成功や失敗を経験し、数多くの経験と知見、そして教訓を得てきた。また、我が国は高度経済成長期の体験だけでなく、人口減少や高齢化への対応、震災復興等、現在直面する課題からも、数多くの教訓を得ている。このような我が国が有する経験と知見、教訓は、世界が現在直面する開発課題の解決に役立つものであり、その活用に対する国際社会の期待も高い。

このような国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対処に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。

現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に積極的に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。以上の認識に基づき、我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高

く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。

その際、現在の国際社会では、民間企業、地方自治体、非政府組織（NGO）を始めとする多様な主体が、開発課題の解決、そして開発途上国の持続的成長にますます重要な役割を果たしていることを踏まえれば、ODAのみならず、多様な力を結集することが重要である。その意味で、ODAは、開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に資する様々な取組を推進するための原動力の一つとしての役割を果たしていく。

## (2) 基本方針

上記の目的のために行われる我が国の開発協力は、その長い歴史の中で我が国が培ってきた哲学を踏まえて、更にそれを発展させていくものであるべきである。この観点から、目指すべき方向性を以下の基本方針として定める。

### ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

非軍事的協力によって、世界の平和と繁栄に貢献してきた我が国の開発協力は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた我が国に最もふさわしい国際貢献の一つであり、国際社会の平和と繁栄を誠実に希求する我が国の在り方を体現するものとして国際社会の高い評価を得てきた。我が国は今後もこの方針を堅持し、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献する。

### イ 人間の安全保障の推進

個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方は、我が国の開発協力の根本にある指導理念である。この観点から、我が国の開発協力においては、人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行うとともに、相手国においてもこうした我が国の理念が理解され、浸透するように努め、国際社会における主流化を一層促進する。また、同じく人間中心のアプローチの観点から、女性の権利を含む基本的人権の促進に積極的に貢献する。

### ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

相手国の自主性、意思及び固有性を尊重しつつ、現場主義ののっとり、対話と協働により相手国に合ったものを共に創り上げていく精神、さらには共に学び合い、開発途上国と日本が相互に成長し発展する双方向の関係を築いていく姿勢は、開発途上国の自助努力を後押しし、将来における自立的発展を目指してきた日本の開発協力の良き伝統である。この観点から、引き続き、開発途上国自身の自発性と自助努力を重視するとともに、日本の経験と知見を活用しつつ、対話と協働を一層深化させ、当該国の自立的発展に向けた協力を行う。その際、人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力や自立的発展の基礎の構築を重視する。さらに、相手国からの要請を待つだけでなく、相手国の開発政策や開発計画、制度を十分踏まえた上で我が国から積極的に提案を行うことも含め、当該国の政府や地域機関を含む様々な主体との対話・協働を重視する。

## II. 重点政策

### (1) 重点課題

我が国は、上記の理念ののっとり、多様化・複雑化・広範化する開発課題に対処し、国際社会の平和と安定及び繁栄を実現するため、課題間の相互関連性にも留意しつつ、以下を重点課題として、開発協力を推進していく。

### ア 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

世界には、いまだに多数の貧困層が存在しており、世界における貧困削減、とりわけ絶対的貧困の撲滅は、もっとも基本的な開発課題である。特に様々な理由で発展の端緒をつかめない脆弱国、脆弱な状況に置かれた人々に対しては、人道的観点からの支援、そして、発展に向けた歯車を始動させ、脆弱性からの脱却を実現するための支援を行うことが



重要である。

同時に、貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、一定の経済成長を遂げた国々の中にも、格差の拡大や持続可能性の問題、社会開発の遅れ、政治経済的不安定等の課題に直面する国々があることに鑑みれば、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。これらは、我が国が戦後の歩みの中で実現に努めてきた課題でもあり、我が国は自らの経験や知見、教訓及び技術を活かし、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現すべく支援を行う。

これらの観点から、インフラ、金融、貿易・投資環境整備等の産業基盤整備及び産業育成、持続可能な都市、情報通信技術（ICT）や先端技術の導入、科学技術・イノベーション促進、研究開発、経済政策、職業訓練・産業人材育成、雇用創出、フード・バリューチェーンの構築を含む農林水産業の育成等、経済成長の基礎及び原動力を確保するために必要な支援を行う。同時に、人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、保健医療、安全な水・衛生、食料・栄養、万人のための質の高い教育、格差是正、女性の能力強化、精神的な豊かさをもたらす文化・スポーツ等、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するために必要な支援を行う。

#### イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには、一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。我が国はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等は、効果的・効率的かつ安定した経済社会活動の基礎をなし、経済社会開発を支えるものであると同時に、格差の是正を始め、公正で包摂的な社会を実現するための鍵である。この観点から、実定法の整備や法曹、矯正・更生保護を含む司法関係者の育成等の法制度整備支援、経済社会制度整備支援、公務員の人材育成、不正腐敗対策を含む行政能力向上支援等のガバナンス支援、選挙制度等の民主的政治体制構築支援、メディア支援や民主化教育等の民主化支援等、必要な支援を行う。

また、平和と安定、安全の確保は、国づくり及び開発の前提条件である。この観点から、貧困を含め紛争や不安定な様々な要因に包括的に対処するとともに、紛争予防や紛争下の緊急人道支援、紛争終結促進、紛争後の緊急人道支援から復旧復興・開発支援までの切れ目のない平和構築支援を行う。その際、難民・避難民支援等の人道支援、女性や社会的弱者の保護と参画、社会・人的資本の復興、政府と市民の信頼関係に基づく統治機能の回復、地雷・不発弾除去や小型武器回収、治安の回復等、必要な支援を行う。また、自然災害等の緊急事態に際しては、中長期的な復旧・復興を視野に入れた迅速な支援を行う。さらに、安定・安全への脅威は、経済社会発展の阻害要因となることに鑑み、海上保安能力を含む法執行機関の能力強化、テロ対策や麻薬取引、人身取引対策等の国際組織犯罪対策を含む治安維持能力強化、海洋・宇宙空間・サイバー空間といった国際公共財に関わる開発途上国の能力強化等、必要な支援を行う。

#### ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

国境を越えて人類が共通して直面する環境・気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず国際社会全体に大きな影響を与え、多くの人々に被害をもたらすものであり、特に貧困層等、脆弱な立場に置かれた者により深刻な影響をもたらす傾向にある。

こうした地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、地域、さらには国際社会が一致して取り組む必要がある。我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）・ポスト2015年開発アジェンダといった国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ、国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め、地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ、国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会を構築する



ことを目指す。

この観点から、低炭素社会の構築及び気候変動の悪影響に対する適応を含む気候変動対策、感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進、防災の主流化、防災対策・災害復旧対応、生物多様性の保全並びに森林、農地及び海洋における資源の持続可能な利用、健全な水循環の推進、環境管理等の環境分野での取組、高齢化を含む人口問題への対応、食料安全保障及び栄養、持続可能な形で資源・エネルギーへのアクセスの確保、情報格差の解消等に取り組む。

## (2) 地域別重点方針

現在の国際社会における開発課題の多様化・複雑化・広範化、グローバル化の進展等に鑑みれば、世界全体を見渡しつつ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を行っていく必要がある。については、以下の各地域に対する重点方針を踏まえ、刻一刻と変化する情勢に柔軟に対応しながら、重点化を図りつつ、戦略的、効果的かつ機動的に協力を行っていく。その際、近年、地域共同体構築を始めとする地域統合の動き、国境を越える問題等への地域レベルでの取組、広域開発の取組、地域横断的な連結性強化の取組、地域間の連結性等が重要な意義を有するようになっていることを踏まえた協力を行っていく。また、開発の進展が見られても、いわゆる「中所得国の罠」といった持続的経済成長を妨げる課題や防災、感染症、環境・気候変動等の地球規模課題を始めとする様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていく。

アジア地域については、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄にとり重要な地域であることを踏まえた協力を行う。

特に、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域については、連結性の強化を含むハード・ソフト両面のインフラ整備支援、域内及び各国内の格差是正を柱として、共同体構築及びASEAN全体としての包括的かつ持続的な発展を支援する。とりわけ、メコン地域への支援を強化するとともに、一定の経済成長を遂げた国々についても、「中所得国の罠」に陥ることのないよう、生産性向上や技術革新を促す人材育成等の支援を継続する。同時に、防災対策や災害対応能力の向上、安定した経済社会活動の基盤となる法の支配促進等のための支援を重視する。また、ASEANが一体となって取り組む課題の解決のため、地域機関としてのASEANとの連携を推進する。

さらに、南アジアについては、同地域の安定と同地域が有する様々な潜在力の発現に向け、インフラの整備やアジア域内を含めた連結性の強化を始めとする貿易・投資環境の整備等、成長を通じた経済発展の基盤を構築するための協力を行うとともに、保健、衛生、教育等の基礎生活分野の支援、貧富の格差を和らげるための経済社会インフラ整備支援等を行う。

中央アジア・コーカサス地域については、域内の格差にも留意しつつ、隣接地域を含めた長期的な安定と持続可能な発展のための国づくりと地域協力を支援する。

アフリカについては、貿易・投資及び消費の拡大を軸に近年目覚ましい発展を遂げるアフリカの成長を我が国とアフリカ双方の更なる発展に結びつけられるよう、アフリカ開発会議（TICAD）プロセス等を通じて、官民一体となった支援を行っていく。また、特にアフリカで進む準地域レベルでの地域開発及び地域統合の取組に留意する。一方、依然として紛争が頻発する国々や深刻な開発課題が山積する国々が存在することを踏まえ、引き続き人間の安全保障の視点に立って、平和構築と脆弱な国家への支援に積極的に取り組み、平和と安定の確立・定着及び深刻な開発課題の解決に向けて、必要な支援を行う。

中東については、日本のみならず国際社会全体にとって、平和と安定及びエネルギーの安定供給の観点から重要な地域であり、平和構築、格差是正、人材育成等の課題に対する協力をを行い、同地域の平和と安定化に積極的に貢献し、我が国と中東地域諸国の共生・共栄に向け支援を行っていく。

中・東欧については、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有する欧州への統合に向けた歩みを支持し、このために必要な支援を行っていく。

中南米については、貿易・投資等を通じた経済発展を一層促進していくための環境整備を支援するとともに、大きな発展を遂げている国においても国内格差が存在すること等を踏まえ、必要な協力を行う。また、日系社会の存在が我が国との強い絆となっていることに留意する。

大洋州、カリブ諸国を始めとする小島嶼国については、多くの国・地域が小島嶼国ならではの脆弱性を抱えており、また、気候変動による海面上昇や自然災害による被害、水不足等、地球規模の環境問題の影響への対応が課題となっていることを踏まえ、小島嶼国の特殊性を勘案し、開発ニーズに即した支援を行う。

### III. 実施

#### (1) 実施上の原則

開発協力の実施に際しては、前述の理念の実現と重点政策推進にとって最大限の効果が得られるよう、開発効果向上等の国際的な議論も踏まえつつ、効果的・効率的な開発協力推進に努めるとともに、当該国・社会に与える影響や協力の適正性確保等に十分な配慮を行うことが必要である。この観点から、以下の諸点を実施上の原則として開発協力を行う。

#### ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則

##### (ア) 戦略性の強化

我が国の開発協力の効果を最大化するためには、政府・実施機関が一体となり、様々な関係主体とも連携しつつ、我が国の有する様々な資源を結集して、開発協力の政策立案、実施、評価のサイクルに一貫して取り組むという戦略性を確保することが重要である。

政策立案に際しては、開発協力が刻々と変化する国際情勢を踏まえた戦略的かつ機動的対応が要求される外交政策の最も重要な手段の一つであることを十分認識する必要がある。この観点から、開発途上国を始めとする国際社会の状況、開発途上国自身の開発政策や開発計画及び支援対象となる国や課題の我が国にとっての戦略的重要性を十分踏まえ、必要な重点化を図りつつ、我が国の外交政策に基づいた戦略的かつ効果的な開発協力方針の策定・目標設定を行う。また、開発協力方針の明確化のため、本大綱の下に、課題別政策、地域別政策、国別政策等を位置付ける。

開発協力の実施に際しては、政府及び政府関係機関が有する資源を最大限に活用すべく、ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。また、外交政策上の観点及び開発協力の効果・効率性の向上のため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を有機的に組み合わせるとともに、迅速性の向上や協力のための諸制度の改善、柔軟な運用に努める。

評価については、協力の効果・効率性の向上に加え、国民への説明責任を果たす観点からも重要であることを踏まえ、政策や事業レベルでの評価を行い、評価結果を政策決定過程や事業実施に適切にフィードバックする。その際、成果を重視しつつも、対象の特殊性やそれぞれの事情を考慮した上で評価を行う。また、外交的視点からの評価の実施にも努める。

##### (イ) 日本の持つ強みを活かした協力

高度成長や急速な人口動態の変化を経験し、様々な課題を乗り越えつつ、今日まで歩を進めてきた我が国は、その過程の中で、人材、知見、先端技術を含む優れた技術及び制度を培ってきた。これらを活用することは、開発途上国が今日及び将来直面する同様の課題への対処にとって有用であり、我が国に対する期待も大きい。我が国の開発協力の実施に当たっては、民間部門を始め様々な主体からの提案を積極的に取り入れるとともに、大学・研究機関等と連携することにより教育・学術研究の知見を活用し、それぞれの潜在能力の発掘にも努める。また、インフラ建設等のハード面の支援のみならず、その運営管理等のシステム、人づくりや制度づくり等のソフト面の支援を総合的に行うことにより、日本の経験と知見をより積極的に活用していく。加えて、日本の価値観や職業文化等日本らしさに対する国際社会の高い評価も踏まえ、日本語を含む日本のソフトパワーの活用にも留意する。

##### (ウ) 国際的な議論への積極的貢献

これまでの我が国の開発協力において得られた経験と知見を中心に整理した上で、我が国の開発協力政策の対外発信に努めるとともに、これが国際的な開発協力の理念・潮流の形成過程において十分に反映されるよう、国際連合、国際金融機関、経済協力開発機構（OECD）（その中の開発援助委員会（DAC））、その他の国際的枠組みにおける議論

に積極的に参加・貢献していく。

## イ 開発協力の適正性確保のための原則

開発協力政策や個別の事業の適正性確保、また当該国・社会に与える様々な影響への配慮の観点から、以下の原則を常に踏まえた上で、当該国の開発需要及び経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断の上、開発協力を実施する。

### (ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況

開発途上国の民主化の定着、法の支配及び基本的人権の尊重を促進する観点から、当該国における民主化、法の支配及び基本的人権の保障をめぐる状況に十分注意を払う。

### (イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避

開発協力の実施に当たっては、軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する。民生目的、災害救助等非軍事目的の開発協力で相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、その実質的意義に着目し、個別具体的に検討する。

### (ロ) 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況

テロや大量破壊兵器の拡散を防止する等、国際社会の平和と安定を維持・強化するとともに、開発途上国はその国内資源を自国の経済社会開発のために適正かつ優先的に配分すべきであるとの観点から、当該国の軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発・製造、武器の輸出入等の動向に十分注意を払う。

### (ハ) 開発に伴う環境・気候変動への影響

環境と開発を両立させ、持続可能な開発を実現するため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行う。

### (ニ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮

格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族・先住民等々の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な関係者の参画に努めつつ、公正性の確保に十分配慮した開発協力を行う。

### (ホ) 女性の参画の促進

男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む。

### (ヘ) 不正腐敗の防止

開発協力の実施においては、不正腐敗を防止することが必要である。受注企業の法令遵守体制構築に資する措置を講じつつ、相手国と連携し、相手国のガバナンス強化を含め、不正腐敗を防止するための環境を共に醸成していく。この観点からも、案件実施に当たっては、適正手続を確保し、実施プロセスにおける透明性の確保に努める。

### (コ) 開発協力関係者の安全配慮

開発協力で携わる人員の安全を確保する観点から、安全管理能力強化、治安情報の収集及び安全対策の実施、工事施工時の関係者の安全確保に十分注意を払う。特に、平和構築に係る支援等、政情・治安が不安定な地域での支援に際しては、十分な安全対策や体制整備を行う。



## (2) 実施体制

国際社会において開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発に携わる主体や開発に関係する資金が多様化していることを踏まえ、政府・実施機関の実施体制整備、各種の連携強化及び開発協力の持続的実施のための基盤の強化に努めていく。

### ア 政府・実施機関の実施体制整備

我が国の開発協力を進めるに当たっては、開発協力政策の企画・立案の調整を担う外務省を中核とした関係府省庁間の連携を強化する。また、政策の企画・立案を行う政府とその実施を担う独立行政法人国際協力機構（JICA）との間の緊密な連携を図るとともに、それぞれの役割、責任分担を明確にしつつ、各々の能力・体制整備・制度改善に一層努める。特に、我が国開発協力の競争力を高めるため、機動性、専門性、知の蓄積、調査・研究能力、在外機能等の強化、人材育成、緊急人道支援体制の整備等に取り組む。また、企業、NGO、自治体、大学・研究機関、国民等との結節点としてJICAの国内拠点果たす役割にも留意する。

### イ 連携の強化

現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになっていくことを踏まえ、政府・政府関係機関による開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金を扱う機関（株式会社国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）等）との間の連携を強化するとともに、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

### (ア) 官民連携、自治体連携

開発途上国の開発推進にとって、ODAを始めとする公的資金は引き続き重要な役割を担うが、開発途上国への民間資金の流入が公的資金を大きく凌いでいる現状を踏まえれば、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを十分考慮する必要がある。また、アジアにおいては、開発協力によってハード・ソフトの基礎インフラを整備したことで投資環境が改善し、また、開発協力が触媒的役割を果たすことにより、民間企業の投資を促し、それが当該国の成長と貧困削減につながっている。この過程を通じて、アジアが我が国民間企業の重要な市場、投資先として成長し、日本経済にとって極めて重要な存在となったという事実を再認識することも重要である。さらに、我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見が、開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすようになっている。

以上を踏まえ、民間部門や地方自治体の資源を取り込むとともに、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、官民連携、自治体連携による開発協力を推進する。具体的には、我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化し、人づくり、法・制度構築、インフラシステム整備等、貿易・投資促進のための環境整備を始めとした取組を計画策定から事業実施まで一貫して進める。

なお、官民連携の推進に当たっては、我が国の開発協力が、民間部門が自らの優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てつつ、経済活動を拡大するための触媒としての機能を果たすよう努める。また、開発協力と共に実施される民間投資が相手国の「質の高い成長」につながるよう、上述の我が国開発協力の重点政策を十分に踏まえ、包摂性、持続可能性、強靱性、能力構築の促進等を確保するよう留意する。

### (イ) 緊急人道支援、国際平和協力における連携

災害が激甚化・頻発化する中において、防災・減災大国である我が国の貢献の余地は大きい。災害救援等の緊急人道支援の効果的実施のため、国際機関やNGOを含め、この分野の知見を有する様々な主体との連携を強化する。

また、国際平和協力においてもその効果を最大化するため、国際連合平和維持活動（PKO）等の国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む。

#### (ウ) 国際機関、地域機関等との連携

独自の専門性、中立性、幅広いネットワークを有する国際機関は、二国間協力ではアクセス困難な分野・地域への協力やその独自性を活かした効果的・効率的な協力を行うことができる。また、二国間協力と組み合わせることで相乗効果が期待できる。これらを踏まえ、人道支援、平和構築やガバナンス、地球規模課題への取組を始めとして引き続き国際機関と積極的に連携する。また、国際機関は、国際的な開発協力の理念と潮流を形成する役割も担うことから、責任ある国際社会の一員として、国際的な規範の形成を主導する上でも、国際機関及び国際社会における我が国の発言力・プレゼンスの強化を図る。さらに、各国際機関との政策協議を定期的実施し、政策調整を行っていくことで、二国間協力との相乗効果を実現するよう努める。また、国際機関を通じた開発協力の効果や評価については、国民への説明責任の確保に特に留意する。

また、地域統合の動きや地域レベルでの広域的取組の重要性を踏まえ、地域機関・準地域機関との連携を強化する。

#### (エ) 他ドナー・新興国等との連携

我が国と同様、他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要である。この観点から、我が国は、外交的観点も踏まえながら、引き続き他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していく。

また、開発協力の実施に当たっては、我が国の長年の協力により相手国に蓄積されたノウハウや人的資源、人材ネットワーク等を有効に活用することが重要である。新興国を始めとする諸国と連携した三角協力は、これらを有効に活用した協力として、国際社会からも高い評価を得ているところ、引き続きこの取組を継続していく。

#### (オ) 市民社会との連携

開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細かに把握し、状況に応じて迅速に対応できる国内外のNGO/市民社会組織（CSO）、民間財団等との連携は、協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。このことを踏まえ、開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO/CSOとの連携を戦略的に強化する。そのためにも、我が国のNGO/CSOの優れた開発協力事業や能力向上を支援するとともに、外務省・JICAにおいては、社会開発分野の人材育成、体制整備に取り組む。

また、JICAボランティアの積極的活用も含め、担い手の裾野を拡大する観点からも開発協力への国民各層の広範な参加及び開発協力参加者の知見の社会還元を促進する。その観点から、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、開発協力に関する提案を始めとする国民各層からの意見に耳を傾ける。

### ウ 実施基盤の強化

開発協力が上記の理念の実現と重点政策推進のために必要な役割を果たすためには、資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するための基盤を強化する必要がある。対国民総所得（GNI）比でODAの量を0.7%とする国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。

#### (ア) 情報公開、国民及び国際社会の理解促進

開発協力は、国民の税金を原資としている。したがって、開発協力に必要な資金を確保し、持続的に開発協力を実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。この観点から、開発協力に係る効果的な国内広報の積極的な実施に努め、国民に対して、開発協力の実施状況や評価等に関する情報を幅広く、迅速に十分な透明性をもって公開するとともに、政策、意義、成果、国際社会からの評価等を国民に分かりやすい形で丁寧に説明する。また、開発途上国を含めた国際社会において、日本の開発協力とその成果の認知度・理解度を高めることも重要であり、そのための海外広報にも積極的に取り組む。

## (イ) 開発教育の推進

学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相及び我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取組に参加する力を養うため、開発教育を推進する。

## (ウ) 開発協力人材・知的基盤の強化

開発課題が多様化する中、開発協力に関わる人材育成は引き続き重要な課題である。特に、法の支配、ガバナンス、金融、ICT等の分野での開発協力を推進していく上では、それを担う人材の育成・確保等による協力体制の整備が必要である。これを踏まえ、産官学が一体となり、外務省・JICA以外にも、コンサルタント、研究者、大学や学生、民間企業、NGO/CSO等における専門性を持った国際人材の育成を促進するとともに、このような人材が国内外において活躍できる機会の拡大、制度・体制整備に努める。

また、日本が持つ強みを活かして、国際的な開発協力の理念・潮流の形成を積極的に主導していくためにも、日本と開発途上国側の関係者間での政策研究や知的ネットワーク形成を図る等、大学・研究機関等と連携しつつ、開発協力を立案・発信するための研究能力等知的基盤の強化に努める。

## (3) 開発協力大綱の実施状況に関する報告

開発協力大綱の実施状況については、毎年閣議報告される「開発協力白書」において明らかにする。

平成27年2月10日

閣 議 決 定



## 2 現行の分野別開発政策一覧

分野	開発政策・イニシアティブ	概要
ジェンダー	女性の活躍推進のための開発戦略 G7伊勢志摩サミット（2016年5月）に先駆け発表 <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000178747.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000178747.pdf</a>	2016年5月、G7伊勢志摩サミットに先駆け、開発協力大綱の女性分野の課題別政策として策定。 (1) 女性と女兒の権利の尊重・脆弱な状況の改善 (2) 女性の能力発揮のための基盤の整備 (3) 政治、経済、公共分野における女性のリーダーシップ向上
教育	平和と成長のための学びの戦略 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミット（2015年）に合わせて発表 <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/education/pdfs/lspg_ful_jp.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/education/pdfs/lspg_ful_jp.pdf</a>	2015年9月の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択する国連サミットに合わせ、教育分野における新たな戦略を発表。新しい戦略は、開発協力大綱の教育分野の課題別政策として策定。 (1) 包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力 (2) 産業・科学技術人材育成と社会経済開発の基盤づくりのための教育協力 (3) 国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大
産業人材育成	産業人材育成協力イニシアティブ 日・ASEAN首脳会議（2015年11月）において発表 <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000163240.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000163240.pdf</a>	アジアの持続的成長には、経済発展の基盤となるインフラの整備や国情に応じた基幹産業の確立・高度化に加え、これを担う産業人材が必要不可欠との考えのもと、各国の様々なニーズに応じた産業人材育成支援を官民連携の上、実施する。 具体的には、熟練技術者・技能労働者、エンジニア人材、研究開発人材、ミドル・マネジメント人材、教員や行政官等の育成に対応する支援メニューを提供し、アジア地域において、2015年度から2017年度の3年間で、4万人の産業人材育成を実施する予定。
保健	平和と健康のための基本方針 健康・医療戦略推進本部（2015年）で決定 <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page22_002274.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page22_002274.html</a>	開発協力大綱の保健分野の課題別政策であり、人間の安全保障が基本理念。 (1) 公衆衛生危機・災害などにも強い社会の実現 (2) 生涯を通じた基本的保健サービスの切れ目のない利用の確立（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成） (3) 日本の知見・技術・医療機器・サービスの活用
水と衛生	水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ (WASABI: Water and Sanitation Broad Partnership Initiative) 第4回 世界水フォーラム・閣僚級国際会議（2006年）で発表 <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/wasabi_gai.html</a>	(1) 統合水資源管理の推進 (2) 安全な飲料水と衛生の供給 (3) 食料生産等のための水利用支援 (4) 水質汚濁防止と生態系保全 (5) 水関連災害による被害の軽減
環境・気候変動	途上国における環境汚染対策イニシアティブ 水銀に関する水俣条約外交会議（2013年10月）において発表 <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000140.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000140.html</a>	公害を乗り越える過程で培ってきた環境技術を活用し、途上国の環境汚染対策を支援。 (1) 2014年から3年間で大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理の3分野について総額20億ドルのODAによる支援を実施。 (2) 水銀汚染防止に特化した人材育成事業の新設（3か年・JICA課題別研修：水俣病の教訓や日本の水銀対策の共有、条約締結に向けた法整備手続き支援等）
	世界の気候変動対策の進展、COP21における合意形成への貢献として、2020年に現在の1.3倍となる官民合わせて約1.3兆円の気候変動関連途上国支援を実施することを表明 <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000115310.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000115310.pdf</a>	気候変動対策に関する日本の途上国支援 気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）首脳会合（2015年11月）において「美しい星への行動2.0（Actions for Cool Earth: ACE 2.0）」を発表。
	適応イニシアティブ 国連気候サミット（2014年9月）において発表 <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page3_000921.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page3_000921.html</a>	計画策定から対策実施まで首尾一貫して途上国において3年間で5,000人の人材育成を含む適応分野の支援を行う考えを表明。
防災	仙台防災協力イニシアティブ (Sendai Cooperation Initiative for Disaster Risk Reduction) 第3回国連防災世界会議（2015）で発表 <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070615.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070615.pdf</a>	日本は、防災先進国としての知見と技術を世界に共有しながら、国際社会と共に、災害に負けない強靱な社会を構築していく。 具体的措置として、①ソフト支援、②ハード支援、③グローバルな協力と広域協力の推進を効果的に組み合わせて実施することとし、2015～18年の4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施する。
緊急・人道支援	日本の人道支援方針 (2011年7月) <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/pdfs/jindoushien2_1_1.pdf">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/pdfs/jindoushien2_1_1.pdf</a>	人道支援政策についての基本的な認識および考え方 ・人道支援の基本原則（人道性、公平性、中立性、独立性）の尊重 ・難民・国内避難民に対する支援 ・人道から開発への切れ目のない支援の実施 ・国際的な自然災害への対応、防災の取り組みへの貢献 ・人道支援要員の安全確保 ・民軍連携の促進 ・迅速性と効率性の追求 ・関係機関、NGO等との連携など

分野	開発政策・イニシアティブ	概要
貿易・投資	「質の高いインフラパートナーシップ」 第21回国際交流会議アジアの未来（2015年5月） において発表 <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page18_000075.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page18_000075.html</a> フォローアップ策の公表（2015年11月） <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000754.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000754.html</a>	2015年5月、安倍総理大臣から「質の高いインフラパートナーシップ」を通じて、アジア開発銀行（ADB）とも連携し、今後5年間で総額約1,100億ドル（13兆円）規模の「質の高いインフラ投資」をアジアに提供することを発表。 2015年11月には、「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策として、円借款の迅速化、新たな借款制度の創設などの施策を発表。
	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」 第24回経協インフラ戦略会議（2016年5月）において発表 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyuu/dai24/siryuu2.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyuu/dai24/siryuu2.pdf</a>	2016年5月、安倍総理大臣が「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」により、世界全体に対して、今後5年間で総額約2,000億ドルの資金等を供給することを発表。
	質の高いインフラ投資	膨大なインフラ需要に対応するために、インフラの量だけでなく、質の高いインフラ投資が必要であるとの認識が広まっており、SDGs、G7、G20、ASEAN等の各国際文書に言及されている。2016年5月の伊勢志摩サミットでは、「質の高いインフラ投資」の基本的要素についても国際社会で認識を共有することが重要との点で一致し、以下の5原則からなる「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」にG7として合意。同原則に沿って引き続き質の高いインフラ投資を推進。 (1)原則1：効果的なガバナンス、信頼性のある運行・運転、ライフサイクルコストから見た経済性および安全性と自然災害、テロ、サイバー攻撃のリスクに対する強靱性の確保 (2)原則2：現地コミュニティでの雇用創出、能力構築および技術・ノウハウ移転の確保 (3)原則3：社会・環境面での影響への対応 (4)原則4：国家および地域レベルにおける、気候変動と環境の側面を含んだ経済・開発戦略との整合性の確保 (5)原則5：PPP等を通じた効果的な資金動員の促進 2016年のTICAD IV、G20杭州サミット、東アジア首脳会議等でも同様の要素の重要性について合意
	貿易のための援助（Aid for Trade）	「貿易のための援助（Aid for Trade）」として以下を実施。 (1) 質の高いインフラの整備やキャパシティ・ビルディング等途上国が貿易・投資環境を改善するための貢献 (2) 途上国との貿易の最新の情報を踏まえた一般特恵関税制度（GSP）の実施
法制度整備支援	法制度整備支援に関する基本方針 （2013年5月） <a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html</a>	政府開発援助（ODA）大綱等に基づき、 (1) 自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着 (2) 持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保 (3) 我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備 (4) 日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援 (5) ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与 といった観点から、基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用の支援を行う。 我が国の法制度整備支援は次の様な特長を持ち、これらを活かし被援助国のニーズ、これまでの支援実績、我が国にとっての外交面及び経済面での重要性、等を総合的に勘案し、当面重点8か国を設定し支援を進めていく。 ・ 専門家派遣による相手国のカウンターパート機関との対話・調整を前提として、我が国の経験・知見を踏まえつつも、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合う。 ・ 法の起草・改正にとどまらず、実務面の能力強化により、相手国自身による法制度の運用までを見込む。
	サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針） サイバーセキュリティ戦略本部会合（2016年10月）にて公表 <a href="http://www.nisc.go.jp/conference/cs/">http://www.nisc.go.jp/conference/cs/</a>	サイバーセキュリティ分野の能力構築支援について、オールジャパンで戦略的・効率的な支援を行うための支援の在り方を関係省庁間で策定。 (1) インシデント・レスポンス等の能力の向上支援 (2) サイバー犯罪対策支援 (3) サイバー空間の利用に関する国際的ルール作り及び信頼醸成措置に関する理解・認識の共有
宇宙	宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針） 宇宙開発戦略本部会合（2016年12月）にて公表 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/kaisai.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/kaisai.html</a>	宇宙分野の能力構築支援について、オールジャパンで戦略的・効率的な支援を行うための支援の在り方を関係省庁間で策定。 (1) ソフト面の支援 ① 人材育成の強化 ② 衛星データ及び先端宇宙技術の活用 (2) ハード面の支援 ① 海上交通の安全確保や海洋資源の適切な管理に資する関連機材等の供与 ② 電子基準点網や衛星システム等の整備といった宇宙分野に関連する新産業の創出に向けた関連機材等の供与

## 第3節 重債務貧困国（HIPC）一覽

2016年7月末現在

	地域	件数	国名
完了時点 <sup>(※1)</sup> 到達国 (36か国)	アフリカ	30	ウガンダ、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
	中東	1	アフガニスタン
	中南米	5	ガイアナ、ニカラグア、ハイチ、ボリビア、ホンジュラス
決定時点 <sup>(※2)</sup> 未到達国 (3か国)	アフリカ	3	エリトリア、ソマリア、スーダン

- ※1 決定時点に到達したHIPC諸国に対しては、中間救済としての債務救済が行われる。その後、新たな経済社会改革プログラムが実施され、良好な実績を示したと認められた場合、HIPC諸国は拡大HIPCイニシアティブの完了時点に到達し、包括的債務削減措置を受けることになる。
- ※2 定時点に到達するには、HIPC諸国は、債務救済により利用可能となる資金の用途についての指針を盛り込んだ貧困削減戦略文書（PRSP）を策定し、世銀／IMF理事会の承認を受ける必要がある。世銀／IMF理事会は、提出されたPRSPやIMFなどが当該HIPC認定国に求められた経済社会改革プログラムの実施実績などを参考に、また、債務国の債務返済能力状況の分析に基づいて当該HIPC認定国に対する同イニシアティブ適用の是非を決定する。